

## 商店街外部連携コーディネート事業 実施要領

### 1 事業趣旨

商店街と商店街外部のプレイヤー（NPO、社会福祉法人、学生、事業者 等）との連携による商店街の活性化に取り組む商店街団体等に専門家を派遣し、より効果的な取組の実施を支援します。

### 2 事業内容

上記趣旨に基づき、商店街の活性化に取り組む商店街団体等から提出された計画書をもとに、テーマや実施内容に応じた専門家を県が選任・派遣します。

#### (1) 対象者（実施主体）

商業者グループ（下記※1参照）、商店街振興組合、事業協同組合（下記※2参照）、まちづくり会社、商工会議所・商工会、市町村、その他県が認める団体

##### ※1「商業者グループ」

3名以上の中小商業者（注）から構成されるグループで、原則として、グループ参加者全員が商店街で営業しているものを対象とする。

（注）小売業・飲食業・サービス業を営み、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）における中小企業者に該当する者とする。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に該当する場合は対象外とする。

##### ※2「事業協同組合」

実施主体が事業協同組合の場合は、商店街の活性化等を目的に設立された組合のみを対象とする。

#### (2) 専門家の活用方法

実施主体が、自らの取組に最も適した専門家の活用方法を計画して応募してください。

（例：ワークショップ、取組事例の紹介、ビジョン作成への助言・指導 等）

#### (3) 派遣回数

複数回の派遣も可能としますが、予算の範囲内で回数を調整する場合があります。

### 3 事業の流れ及び役割分担

別紙のとおり

### 4 事業実施の申込み

#### (1) 提出書類

実施計画書（第1号様式）

#### (2) 募集期間

令和8年5月11日（月）～7月17日（金） 午後5時まで

### 5 事業実施の決定

提出された実施計画書や実施主体へのヒアリングにより、実施計画が適当と認められる場合には、予算の範囲内で事業実施を決定します。

事業実施の決定にあたっては、下記6の「評価のポイント」を考慮します。

なお、評価のポイントに合致しない実施計画や予算を上回る申込みがあった場合、専門家との調整ができない場合等には、事業実施の決定を見送ることがあります。

## 6 評価のポイント

### (1) 地域課題の解決に向けた取組を通じて商店街の賑わい創出を図る取組であること

例①：商店街組合とまちづくり会社が、多世代・多様な人々が交流するコミュニティスペースの設置による商店街の活性化について検討

→ 取組の実施に向けたワークショップに専門家を派遣するとともに、具体的な事業計画の策定をサポート

例②：商店街組合と社会福祉協議会が連携し、増加する高齢者への支援という地域の課題解決を踏まえた商店街活性化策を検討

→ 検討会議に専門家を派遣し、他自治体の取組事例を紹介

### (2) 商店街と商店街外部のプレイヤーとの連携が効果的であること

関係者間での課題が共有されているなど、連携による取組が効果的であり波及効果が期待される場合 等

### (3) 専門家派遣終了後も継続的な取組が期待されること

事業終了後も、派遣した専門家の助言・提案を活かした継続的な取組を行う計画を有していると認められる場合 等

### (4) 事業が確実に実施されること

参加者、実施場所、実施日程に関して具体的な計画が立てられている場合 等

## 7 経費の負担等

### (1) 専門家派遣に関する経費の負担

派遣する専門家の謝金と旅費は県が負担します。ただし、本事業の申込状況によっては、専門家謝金が高額なケースについて、実施主体に一部自己負担を求める場合があります。

### (2) その他

会場借上料、資料代、看板等消耗品費、お茶代などの必要経費は実施主体が負担してください。

## 8 報告書等の提出

### (1) 実績報告書

実施主体は、事業終了後、10日以内に実績報告書（第2号様式）を記載し、当課に提出してください。

### (2) その他

フォローアップ状況について、必要に応じて報告をお願いする場合があります。

#### 【お問合せ先・書類の提出先】

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県 産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援係 桐生

TEL：025-280-5235 / FAX：025-280-5278

E-mail：ngt050100@pref.niigata.lg.jp